

三重県医療安全推進協議会について

1 これまでの取組

三重県医療安全推進協議会は、県が開設した三重県医療安全支援センターの運営方針及び業務内容を検討するとともに、関係機関・団体との連絡調整、相談事例にかかわる検討等を協議するため、平成15年12月に設置されました。

協議会は、毎年1回（年によっては2回）、年度末等に開催しています。

協議会の主な議題は以下のとおりです。

- ・ 三重県医療安全支援センターの医療相談事業等の実績について
- ・ 困難事例について
- ・ 医療機関への立入検査について
- ・ 次年度の三重県医療安全支援センターの取組について 等

2 医療安全を取り巻く環境の変化

近年の急速な高齢化に伴い医療需要の増加が見込まれており、医療機能の分化・連携など医療提供体制の更なる効率化が求められています。また、こうした効率化の取組と並行して、一層の医療の質の確保が大きな課題となってきました。

さらに、平成27年の医療事故調査制度の導入により、医療機関には、平時からの医療安全上の措置、事故発生後の調査を念頭に置いた諸記録や物品等の管理が求められるなど、医療安全対策の取組強化が急務となっています。

3 協議会の役割の充実

三重県医療安全支援センター（県）は、医療安全を取り巻く環境の変化や国の動きなどに的確に対応していく必要があります。

このため、医療事故の未然防止、発生時・後にかかる現状の体制の充実・強化を図り、安全で安心な医療の提供体制を構築することで、より一層の県民の医療に対する信頼の確保及び医療の質の向上を図っていくことが重要となっています。

こうしたことから、本協議会においても、三重県医療安全支援センターの運営方針等に加え、医療安全対策全般についても広く協議し、施策の提案及び具体策の検討を行っていくこととしています。

※平成28年度の新たな取組例

- ・ 医療安全設備整備費補助金（H28～）
事業内容：県内医療機関の手術室等への録画装置設置にかかる経費補助
補助率：1／2
- ・ 医療事故調査等支援団体のネットワーク化支援（H28～）
- ・ 三重県医療安全推進協議会委員の拡充（H28～）